

## 定款施行細則

2013年6月29日 制定  
2014年6月28日 改訂

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 本細則は、一般社団法人芸術工学会（以下、「当法人」という。）定款第69条により、本人の運営に必要な事項を定める。

### 第2章 事業

#### (大会の開催)

第2条 定款第5条第1号および第3号に基づき、学術的研究会として、春期大会と秋期大会を各年1回開催する。

第3条 春期大会および秋期大会の開催にあたり、大会実行委員会を設置する。

2 大会実行委員会には、大会の運営に対して責任を負う代表職を定め、その職に就く者を置く。

第4条 大会実行委員会の代表職に就く者は理事会の承認を経て、会長が任命する。

2 大会実行委員会の委員は前条で任命された代表職に就く者が選出し、企画担当理事と相談のうえ、代表職が任命する。

第5条 大会実行委員会およびその代表職に就く者の任期は当該事業に関する期間とする。

#### (学会誌の発行)

第6条 定款第5条第2号に基づき、学会誌「芸術工学会誌」を発行する。

2 学会誌の発行は原則として年3回とする。

3 その他の刊行物の発行は、その都度協議する。

第7条 学会誌の発行は、大会実行委員会がその任にあたる。

2 春期大会報告号および秋期大会報告号は、原則として各大会終了後100日以内に発行する。

3 秋期大会梗概集は秋期大会の開催日の1週間前までに発行する。

4 学会誌への投稿規定については別途定める。

#### (委員会)

第8条 定款第64条に基づき、以下の委員会を設置する。

(1) 研究委員会

(2) 企画委員会

(3) 総務委員会

第9条 研究委員会は以下の業務を執行する。

(1) 投稿論文の査読に係る業務および学会誌掲載の可否の決定

(2) 研究成果を讃える各賞の選定に係る業務

(3) その他会員の研究の活性化に資する業務

第10条 企画委員会は以下の業務を執行する。

- (1) 春期大会および秋期大会の開催場所の選定
- (2) 大会実行委員会の組織化
- (3) 記念事業等の提案
- (4) その他新規事業に関する提案

第11条 総務委員会は以下の業務を執行する。

- (1) 代議員（社員）総会の開催・運営に関する業務
- (2) 理事会の開催・運営に関する業務
- (3) ホームページの管理運営、会員等への情報提供
- (4) 各種既定の整備あるいは見直し
- (5) 選挙管理委員会の設置に関する業務
- (6) その他本法人の運営に関する業務

第12条 各委員会の委員長は、会長が理事会の決議を経て理事の中から任命する。

第13条 各委員会の委員は、それぞれの委員長が選任し、理事会の決議を経て会長が任命する。

第14条 各委員会の委員長は、理事会において業務の進捗状況を報告しなくてはならない。

#### （特別委員会）

第15条 定款第5条および第6条に関する事業のために、必要に応じて理事会の決議を経て特別委員会を設置することができる。

第16条 特別委員会の委員長は理事会の承認を経て、会長が任命する。

第17条 特別委員会の委員は企画担当理事の承認を経て、当該委員長が任命する。

第18条 特別委員会の設置期間は理事会で定めた期間とする。

第19条 特別委員会の委員長は専門委員会の活動について理事会に報告する。

第20条 特別委員会の設置に関する規定は、この定款施行細則に定めるもののほか、理事会において定めるものとする。

### 第3章 会員

#### （賛助会員）

第21条 定款第6条第2号に定める賛助会員は、その団体の構成員において、口数に応じた賛助会員の権利を有し、この権利はその団体の構成員において連帯して行使することができる。

2 法人格を持つ団体の場合は、法人名および口数をもって登録し、法人が権利・債務等の一切の義務を負うものとする。

3 法人格を持たない団体および個人の登録においては、代表者個人名および口数に応じた個人名を併せて登録し、その個人が権利・債務等の一切の義務を負うものとする。

#### （会費）

第22条 定款第12条の各項に定める入会金及び年会費は、以下の通りとする。

- |              |     |        |     |                       |
|--------------|-----|--------|-----|-----------------------|
| (1) 個人会員     | 入会金 | 5,000円 | 年会費 | 10,000円               |
| (2) 法人会員     | 入会金 | 0円     | 年会費 | 50,000円 1口（1口以上10口未満） |
| (3) 賛助会員（個人） | 入会金 | 0円     | 年会費 | 10,000円 1口（1口以上10口未満） |

- |               |     |       |     |         |                |
|---------------|-----|-------|-----|---------|----------------|
| (4) 賛助会員 (法人) | 入会金 | 0円    | 年会費 | 10,000円 | 1口 (5口以上50口未満) |
| (5) 学生会員      | 入会金 | 5000円 | 年会費 | 5,000円  |                |

- 2 学生会員から個人会員へなる場合およびその逆の場合は入会金不要。
- 3 名誉会員は年会費の納入を免除される。

#### (入会)

第23条 定款第11条に定める入会申込書は、別紙1の通りとする。

- 2 別紙1に定める入会申込書に必要な事項が記載されていれば、別紙1の様式に関わらず、電磁的方法により申請することができる。

#### (退会)

第24条 定款第13条に定める退会届は、別紙2の通りとする。

- 2 別紙2に定める退会届には、記名・押印を必要とし、電磁的方法ではなく、郵送により届け出ることとする。
- 3 やむを得ず電磁的方法による場合は、電子署名を用いるなど本人であることを証明しなくてはならない。

#### (権利と義務)

第25条 定款第16条に定める会員としての権利は、以下の通りとする。

- (1) 本法人主催事業及び後援・協賛等の行事への会員資格での参加
- (2) 当該期間に発行される学会誌の受け取り及び既刊号の優待購入
- (3) 秋期大会での発表及び学会誌への投稿
- (4) その他、理事会で決議された事項

2 定款第16条に定める会員としての義務は、以下の通りとする。

- (1) 本細則第22条に定める入会金及び年会費の納入
- (2) その他、代議員 (社員) 総会で決議された事項

3 会員が第2項に定める義務を未履行の場合には、理事会は当該会員に対し、その義務が履行されるまで第1項に定める権利を停止することができる。

## 第4章 役員等

### (役員を選出)

第26条 役員を選出に関する規定は、別に定めるものとする。

### (名誉会長および顧問)

第27条 名誉会長および顧問の推挙は、別に定めるものとする。

### (報酬)

第28条 常勤の理事及び監事に対する報酬は、別に定めるものとする。

## 第5章 基金、資産及び会計

(基金)

第29条 基金の取り扱いに関する規定は、別に定めるものとする。(基本財産)

第30条 当面の間、本法人は基本財産を持たない。

(会計)

第31条 会計の取り扱いに関する規定は、別に定めるものとする。

第6章 補則

第32条 定款第69条に定めるとおり、本施行細則の変更または追加は、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、第22条(会費)、第28条(報酬)及び第29条(基本財産)の変更にあたっては、定款第12条、第38条および第57条第2項の規定に従い、理事会の承認の後、代議員(社員)総会の承認を必要とする。

附則

この定款施行細則は制定の日から施行する。

附則

この定款施行細則は2014年6月28日から施行する。

(別紙1) 入会申込書

年 月 日

# 入 会 申 込 書 (兼、変更届)

(  については該当するものにレ印をつけて下さい。 )

( 公開を希望しない項目にはレ印を )

- ・ 一般社団法人芸術工学会へ入会を希望します
- ・ 会員種別  個人会員 (入会金 5,000 円 , 年会費 10,000 円)  
 学生会員 (入会金 5,000 円 , 年会費 5,000 円)  
 法人会員 (入会金無料, 年会費 50,000 円/1  10  口未満) \_\_\_\_\_   
 個人賛助会員 (入会金無料, 年会費 10,000 円/1  10  口未満) \_\_\_\_\_   
 法人賛助会員 (入会金無料, 年会費 10,000 円/1  50  口未満) \_\_\_\_\_

- ・ 入会金と年会費は郵便振替で \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に送りました。

フリガナ

1. 氏 名 : \_\_\_\_\_ 生年 \_\_\_\_\_ 年生まれ 2. 性別  男  女

3. 所属名・部署 : \_\_\_\_\_  
在学年: 修士課程 \_\_\_\_\_ 年 / 学部・高専等 \_\_\_\_\_ 年 ( ※学生会員のみ記入して下さい )  
所属住所 : 〒 \_\_\_\_\_  名簿不掲載

所属 Tel : \_\_\_\_\_  名簿不掲載

所属 FAX : \_\_\_\_\_  名簿不掲載

所属 E-mail \_\_\_\_\_  名簿不掲載

4. 自宅住所 : 〒 \_\_\_\_\_  名簿不掲載

自宅 Tel : \_\_\_\_\_  名簿不掲載

自宅 fax : \_\_\_\_\_  名簿不掲載

自宅 E-mail : \_\_\_\_\_  名簿不掲載

5. 学会誌等送付先 :  所属  自宅

6. 専門分野 (個人・学生会員のみ記入)

7. 推薦者 (推薦者は学会員とします / 学会に知人がいない場合は事務局にご連絡ください)

(別紙2) 退会届

一般社団法人 芸術工学会  
会長

殿

退 会 届

都合により、\_\_\_\_\_をもって、芸術工学会を退会いたします。  
(年度、または退会希望日をご記入ください。)

会員番号：

氏 名：

印

住 所：

電 話： (            )